

平成 2 7 年 第 4 回 定例会

総務民生常任委員会  
会 議 録

期日：平成 2 7 年 1 2 月 9 日（水）

場所：大曲庁舎 第 1 委員会室

# 大仙市議会総務民生常任委員会会議録

---

日 時： 平成27年12月9日（水曜日） 午前9時55分～午前11時48分

---

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

---

出席委員（7人）

委員長	佐藤清吉	副委員長	佐藤文子
委員	石塚 柏	委員	小山緑郎
委員	大野忠夫	委員	児玉裕一
委員	千葉 健		

---

欠席委員（0人）

---

説明のため出席した者（管理職）

総務部長：佐藤芳彦	総務部次長兼総務課長：伊藤義之
総務部次長兼税務課長：久保江信晴	
選挙管理委員会事務局長：生田目新永	

---

市民部長：高階 仁

---

議会事務局職員出席者

事務局次長 伊藤雅裕

---

## 審議案件

- 第1 議案第123号 大仙市税条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 第2 議案第124号 大仙市行政不服審査法に基づく手数料条例の制定について
  - 第3 議案第125号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
  - 第4 議案第126号 大仙市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
  - 第5 議案第127号 字の区域の変更について
  - 第6 議案第131号 平成27年度大仙市一般会計補正予算（第5号）
  - 第7 陳情第37号 必要な医療・介護が受けられ、安心して暮らせる年金制度など「社会保障の充実を国に求める」意見書提出の陳情書
  - 第8 陳情第39号 安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法整備法）廃止の意見書提出を求める陳情について
  - 第9 陳情第41号 安全保障関連2法（国際平和支援法・平和安全法整備法）の廃止を求める陳情
- 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
-

午前9時55分 開会

【当局側職員の紹介】

○委員長（佐藤清吉） 会議に先立ちまして、10月2日の臨時会において、総務民生常任委員会の委員構成が変更されましたので、当局から出席職員の紹介をお願いいたします。

はじめに総務部関連の出席職員の紹介をお願いします。

（総務部長が職員を紹介する）

○委員長（佐藤清吉） 次に、市民部の出席職員の紹介をお願いします。

（市民部長が職員を紹介する）

○委員長（佐藤清吉） ありがとうございます。

それでは審査に入りますが、審査担当課以外の職員はご退席をお願いいたします。

（職員退席）

---

【開会】

○委員長（佐藤清吉） 改めまして、おはようございます。

改めまして一言ご挨拶申し上げたいと存じます。

委員各位また職員の皆様には大変忙しい中、ご出席賜りまして改めて厚くお礼申し上げますとこのように存じます。

今年の冬は何か例年と比較してですね、非常に雪も降らない、非常に過ごしやすい日が続いております。何とかこれもですね、正月明けまで続けてもらえれば、助かるなど思っているところでございます。

ただ、私もこの前酒を飲んでしまっただけですね、ちょっと話ししたところで、いやー、雪降らなくて良かったんしなって喜んで喋ったっけ、相手が除雪の人でした。それであれ一っつて感じで、まあやっぱり人を見て喋なきゃだめだなと、そういうふうに思っております。

なお、今日の委員会審査につきましては、条例案4件と単行案、それと補正予算と、陳情3件になっておりますので、何とかよろしくお願い申し上げまして、一言、挨拶に代えさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

そうすればただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり、審査を行いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願ひいたします。

また、委員会審査終了後は、公共施設等総合計画調査特別委員会（仮称）委員の選出のため、委員会協議会を開催したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

---

#### 【総務部長あいさつ】

○委員長（佐藤清吉） 審査に入る前に当局よりあいさつをいただきたいと存じます。

佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤芳彦） 改めまして委員の皆様におかれましてはお忙しいところ、委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

今次定例会におきまして、総務民生常任委員会にご審議をお願いいたします案件につきましては、総務部関係といたしましては、税務課の条例案1件、総務課の条例案3件、そして同じく総務課の単行案1件、それから選挙管理委員会の補正予算案1件でございます。

内容につきましてはこの後、担当課長が説明いたしますが、委員の皆様におかれましては、各案件につきましてはよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○委員長（佐藤清吉） はい、ありがとうございました。

これより、当委員会に付託された事件について審査いたします。

なお、説明は、座ったままで結構でございますので、お願ひいたしたいと思ひます。

---

#### 【議案第123号】

○委員長（佐藤清吉） はじめに、議案第123号、「大仙市税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。久保江次長。

○次長兼税務課長（久保江信晴） 資料No.1、議案書2ページと3ページを、ご覧願ひます。

議案第123号、「大仙市税条例等の一部を改正する条例の制定について」でございます。

このことにつきましては、「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」が平成27年9月30日に公布されたことに伴い、「大仙市税条例等の一部を改正する条例の所要の条文整理を行うものでございます。

なお、この改正による「税制の変更」は、ございません。

また、市内温泉施設の負担軽減を目的に実施しております「入湯税の日帰りの場合の税率軽減」につきまして、引き続き1年間延長するものであります。

改正の主な内容につきまして、ご説明いたします。

なお、改正条文につきましては割愛させていただき、改正要旨について、ご説明させていただきますので、ご了承願います。

最初に、第1条、省令改正関係の規定に関わる「大仙市税条例等の一部を改正する条例の一部改正」についてであります。これは、省令において所要の条文整理が行われたことに伴い、大仙市税条例においても同様の条文整理を行うものであります。

次に、第2条、入湯税の規定に関わる「大仙市税条例の一部改正」についてであります。市内の温泉施設につきましては、平成20年4月から「入湯税の日帰りの場合の税率」を、150円から100円を軽減し50円とする措置を、2年ごとに計4回、8年間実施しております。しかしながら、入湯者数が減少傾向であることなどから、平成28年4月1日以降も、引き続き1年間、平成29年3月31日まで措置期間を延長するものであります。

施行期日につきましては、第1条・省令改正関係の規定については公布の日から、第2条・入湯税の規定については平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員が変わりますので暫時、休憩いたします。

---

休憩（午前10時08分～午前10時09分）

---

**【議案第124号】**

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に議案第124号、「大仙市行政不服審査法に基づく手数料条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） それでは議案第124号、大仙市行政不服審査法に基づく手数料条例の制定について、ご説明いたします。

議案書4ページから5ページまでとなっております。

行政不服審査法が全部改正されまして、平成28年4月から新たな行政不服審査制度が施行されます。

新たな行政不服審査制度につきましては、第3回定例会におきましても行政不服審査会に関する事務の委託につきまして議決をいただいておりますけれども、改めて内容を説明させていただきます。

新制度につきましては、一つ目として申立人が処分庁に申し立てを行う異議申し立てと、上級行政庁に対して行う審査請求の2つの類型になっておりましたけれども、文言が審査請求に統一されました。

二つ目といたしましては、申立期間が60日以内から3カ月以内に延長されたこと、三つ目として、新たに有識者による第三者機関への諮問手続きが導入されたこと、この件につきましては第3回定例会で県が設置する行政不服審査会に事務委託することで、議決をいただいております。

四つ目として、審理員による審理制度が導入されたことが改正点でございます。

本案は、こうした行政不服審査制度の見直しによりまして、申立人が審理の際、市の執行機関から審理員に提出されました関係書類の写し等の交付を要求することができることとされ、当該関係種類の写しの交付にかかる手数料に関し、必要な事項を条例で定めるものでございます。

条例の内容について説明させていただきます。議案書5ページでございます。

第1条は、本条例の趣旨について規定しております。

第2条は、用語について定義いたしております。

第3条は、手数料の額を規定しておりますけれども、交付書類1枚につき10円、カラーにあっては20円としております。

第4条は、手数料の減免について規定しており、経済的に困窮している場合において手数料を納付する資力が無いと認めるときは、減免することができることとしてございます。

施行につきましては改正行政不服審査法の施行日であります、平成28年4月1日としてございます。以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

【議案第125号】



○委員長（佐藤清吉） 次に議案第125号、「行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） それでは議案第125号、行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明いたします。

議案書6ページから8ページまでとなります。

本案も、行政不服審査法の改正によりまして、関係条例6本におきまして「異議申し立て」や「不服申し立て」の文言を「審査請求」に改めるなどの文言整理を行う必要がありますので、これらを一括して改正するものでございます。

内容について説明いたします。議案書7ページと8ページになります。

第1条につきましては、大仙市行政手続条例について、第2条につきましては、大仙市情報公開条例について、第3条につきましては、大仙市情報公開・個人情報保護審査会条例について、第4条につきましては、大仙市個人情報保護条例につきまして、第5条につきましては、大仙市一般職の職員の給与に関する条例について、第6条につきましては、大仙市固定資産評価審査委員会条例について、それぞれ文言の整理を行っておりますけれども、第6条の固定資産評価審査委員会の条例につきましては、地方税法の規定に基づきまして、提出書類の写しの交付に係る手数料規定を議案第124号の手数料条例と同じ内容で整備するもので、附則におきまして、改正行政不服審査法の施行日の平成28年4月1日から施行することを定めております。

以上、ご説明申し上げましたけれども、よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願ひいたしたいと思ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

【議案第126号】

○委員長(佐藤清吉) 次に議案第126号、「大仙市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤次長。

○次長兼総務課長(伊藤義之) 議案第126号、大仙市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案書9ページから15ページまでとなります。

本案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法における個人番号の利用の開始の日が平成28年1月1日となったことに伴いまして、同法第9条第2項の規定に基づき、福祉、保健、税、社会保障の分野の事務において、大仙市が、個人番号、いわゆるマイナンバーを利用する事務を条例規定するものでございます。

条例の内容についてご説明いたします。議案書10ページからになります。

第1条は、本条例の趣旨について規定しております。

第2条は、用語について定義いたしております。

第3条は、市の責務について規定しておりまして、適正な取り扱いのために必要な施策を実施することとしてございます。

第4条は、個人番号の利用範囲について定めておりまして、次のページからの別表におきまして、具体的に23の事務について列挙いたしております。

なお、附則におきまして、平成28年1月1日から施行するものと定めてございます。

以上、ご説明申し上げましたけれども、よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○委員長(佐藤清吉) 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願ひいたしたいと思ひます。

はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 過去にこのマイナンバーの話が出てから少しは話があったのかなとは思いますが、マイナンバーは家の方に配付になりましたよね。カード。このカードを持ってあれだしか、申請に来た部分というのはどのくらいあるもんだしか。現在。

○委員長（佐藤清吉） はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） マイナンバーにつきましては、実際の利用というのは1月1日以降ということで、まだ使われない状態でございます。

○委員（大野忠夫） 1月1日から申請さ行くんだが。

○次長兼総務課長（伊藤義之） いずれ1月1日以降の条例に規定する事務について、まずそのナンバーを使うことができるというふうになったことで、1月1日以降直ぐに、このマイナンバーを使うというふうな形では無い、でございます。

実際に走るのは、もう少し先でございます。

○委員（大野忠夫） ちょっとすみません。ちょっと混乱しているんだのも、そのナンバーを申請するための、先に来る、郵送されたなあるんしな。あれ到着次第よ、持ってその申請に行くというのは1月1日以降ということだんしか。そう書いてあったんしな。

○次長兼総務課長（伊藤義之） マイナンバーカードの話ですか。すみませんちょっと事務の話の方で。あれは申請というか、郵送で、申込みするというふうな形でございます。

○委員（大野忠夫） 郵送で来たやつを、これを今度申請に行かねばねべ。それが1月1日以降ということだが。

○次長兼総務課長（伊藤義之） いえいえ。その前です。随時です。

○委員（大野忠夫） それで、それがあったがということを聞いているの。どれぐらいあったが聞いているの。どれくらいあったべがな。

○次長兼総務課長（伊藤義之） すみません、市民部長の方から説明があります。

○委員長（佐藤清吉） はい、市民部長。

○市民部長（高階 仁） 私の分野でありますので。大野議員のご質問の話は通知カード、今、皆様方にお配りしている通知カードなんですけれども、これを今度、本番のマイカードの申請というご質問かと思うんですけれども、もう届き次第ですね、封筒に入っています必要事項を記入いたしまして、顔写真を貼付いたしまして、ご送付いただけ

れば、1月1日以降に市役所から本人にお渡しすることができるという、今、そういう状況であります。申請は何時でもできることになってますけれども。

申請状況は全くわかりません。今現在わかるのは、通知カードの配達状況だけ把握してます。通知された方々がどれぐらいマイナンバーカードを申請したかというのはちょっと把握してございません。まだ。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） いくつかお尋ねしたいと思います。

まず、通知カードの配達状況というのは、全市民に対して何パーセント程度まで行っているのかということ。そして1月1日以降から利用されるという規定のようですが、それまでに確実に全市民に配付されるものなのかどうか、もう1点は、この個人番号の利用事務、この30ほど掲げられた利用事務というふうなものに、この通知カード、個人番号、マイナンバーを記載しても、記載しなくても、事務の内容には何ら支障が無いというふうなものなのか、どうか、お聞かせ願います。

○委員長（佐藤清吉） はい、高階市民部長。

○市民部長（高階 仁） 佐藤議員の通知カードの配達状況については私の方からご案内したいと思いますけれども、資料がありますので、資料をお渡ししたいと思います。

（資料を配付）

○委員長（佐藤清吉） 市民部長お願いします。

○市民部長（高階 仁） 今、お渡ししました資料ですけれども、マイナンバーの通知カードの配達状況であります。12月7日現在でございます。

（1）の表にありますとおり、大仙市では引き受け通数31,255通、これは世帯と考えていただいて結構かと思えます。このうち、現在、郵便局に保管されているのが、約130通、大曲で130通、あとはその他区域で65通、計195通が郵便局の方に保管されてございます。

実際、市の方に返戻された数ですけれども、これが（2）の方にありまして1,484通が市の方に返戻されております。その返戻の内容を見ますと、宛所なしが637、保管期間、これは郵便局の保管期間ですけれども、それを経過したものが、832、あと受け取り許否というものが15通あって、これが計1,484通があった訳なんですけれども、実際に保管期間経過しているものなどについては、実際に郵便局から不在票

入ってますので、それを持って市の窓口の方に取りに来ている方が現在75通、あと、転出、転居、死亡等によっているものが162通あるというのが現在まで把握しているものであります。あと残りのものについては順次、市民課の方で分析していくものになります。

最終的には、だいたいこの半分、残り通数1,247とあるわけなんですけれども、このうちの半分くらい、600通くらいが最終的に残ってしまうのかなというふうな予想をしているところであります。以上であります。

○委員長（佐藤清吉） 伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） ご質問の、このあと、1月1日以降、マイナンバーを記載しなくても事務処理上損は無いかというご質問でありますけれども、基本的にこの法律の目的というのが、1つ目が行政の効率化、2つ目が添付書類が削減される、3つ目が税の公平さを求めるという、社会保障等で税の公平を求めるというふうなことでございますので、できるだけ、マイナンバーの記載をお願いして、事務執行上、市としてはお願いしていくところでございますけれども、番号の記載については義務ということで、必ず記載しなければ何か罰則を受けるというふうなところではございませんけれども、無い場合は、ただ今申し上げましたように、提出する書類が、また増えてしまうというふうな状況にもなりますので、できるだけそのマイナンバーの記載についてはご協力をお願いしていくというふうに、事務を行って参りたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） そうしますと、市の方ではまず、このマイナンバーというふうなものは本人からの提出が無い限りは、市の方での事務で、独断で、ナンバーを記載するというふうなものは無いと、いうふうなことでよろしいのかということ、ありますね、今の答弁でこれはお願いするものであって、記載は行政効率化の為にお願いするものであって、義務では無いと、いうふうなことが法律上にも確認されたものであると、いうふうなことだと捉えてよろしいですね。そして、これは全国的に、いわゆる個人情報のやり取りに、番号も付いてまわるわけですので、記載しているもの、記載していないもの、そういうふうなものが、氾濫するというふうなことで、書いているものについてはとりわけ情報が何かの場合に漏れるような、そうした場合には非常に、記載していることに

よって、その危険が増すというふうなことも逆に言えるのではないかというふうなことにも感じたところですが、どうなのでしょう。

○委員長（佐藤清吉） はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） そのマイナンバーについて、市で申請に来られた時に書かないという部分について、市で独自に記載することはございません。ただ、マイナンバーを書くことについては、法律で義務付けられていることでございます。罰則規定はございませんけれども、義務となつてございますので、そこで協力は求めていくと、いうことでございます。また、情報が漏れるという心配については、様々なマイナンバーに関する情報の漏洩については、様々な罰則の規定もございますので、マイナンバーを他に、第三者に漏らすことが無いようにというふうなことで、広報にも市民の方々に周知いただくよう、毎回記載してございますので、そこいら辺も徹底を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。

○委員（佐藤文子） まあ、大体わかりました。

○委員長（佐藤清吉） 他に質疑はありませんか。

はい、児玉委員。

○委員（児玉裕一） 伊藤次長、これは各家庭さ、もうナンバー決まっちゃってるからな、あれさ書いてあるから。今言ったとおりに取る、取らないは個人の自由だけれども、封筒でこれを申し込む場合は、返品して下さいと書かれてますけれども、その家で一人ひとり違う訳だしな。あの1枚さ、申し込む時に書いてやれば、それがちょっと引っかかっている人方がいるらしいものな。返信の封筒は1枚だけなんだよな。んだしべ。おそらく見たと思うんだけど、そうすれば、2世帯とかで暮らしている若い人方、その封筒の中さ、へでやらねばならねってなれば、そのあたりの抵抗が一つ、それから今、佐藤議員言ったとおりに、取る、取らないは個人の自由だと思いますけれども、事務は簡単になるとか、何かって言われてますけれども、取らなくても別に、そんなに手続が難しいくらいのもので、個人的には何ら関係無いと、ただこっちの方で事務が、煩雑っていうか、多くなるっていう程度だと思いますので、良くお年寄りに聞かれるんだな、何でかんで取らねえがって。そうすれば我々も、取らなくても罰則ねし、何でかんで取らなくても良いよってば、何を心配しているかと言え、今その新聞とかテレビでまだ1月1日からのあれなのに、これで詐欺だとかって、いろいろあるんだよな。匠に来る人

たちがいるんだよ、電話でも。それで家にいればそういう電話が入るんだよ、やっぱり。絶対これはよ、お年寄りさはちょっと気をつけて貰わねば、物売りも良いんだのも、あのマイナンバーは黙って家にいれば、4～5本は来るんだよな。そういうこともやっぱり市役所でも気を付けて貰いたいと思います。以上。

○委員長（佐藤清吉） はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） ご提言ありがとうございます。

そういった家庭にいる方に対しても、そういった被害に遭わないように、職員に対しても周知徹底して参りたいと思いますので、どうか皆様もよろしくご協力方、お願いいたします。

○委員（児玉裕一） 封筒の件は。

○委員長（佐藤清吉） はい。

○市民部長（高階 仁） 封筒の件ですけれども、そういう事案があるということ、私初めて、お伺いしましたので、確認してお知らせしたいと思います。

様々なケースがあるかと思しますので、出し方について、ご要望に応じて出せるような、手法があるかを研究しまして、広報等で周知したいと思います。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。はい、千葉委員。

○委員（千葉 健） さっきのいろんな議論の中でまず確認が一つと、それから質問が一つになりますけれども、まず一つの確認は、そうするとまず通知カードが来ておる、そして、いろんな給付を受ける場合、申請カードに写真を貼って、申請カードを作ると事務処理上大変助かると、だけれども、申請して給付を受ける場合、必ずしもその申請カードが無くても、事務方に非常に作業的にご難儀かけるけれども、手続き上は、申請カードは、マイカードが無くても出来るという、だということが一つ確認したいことと、それからまずサイバー攻撃ってあるんですけれども、例えばこれ情報管理、一元管理されると思うんですけれども、国の方でがんと、元締めでセキュリティを防御すると各自治体のマイナンバー的なものは、大元が締めてしまうから、自治体で多少、情報管理を徹底していなくても、漏れないというふうになるのか、それとも、やっぱり各自治体にもその情報セキュリティの部分で漏れないように、さらにしなければならぬのか、その辺ちょっと私、素人なもので、わからないので、その二つについて確認させて頂きます。

○委員長（佐藤清吉） はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） まず1点目、通知カードが送られたところで、マイナンバーカードを請求しないと事務処理上、不都合が生じるかという点の確認でございますけれども、マイナンバーカード、いわゆるその写真付きのカードについては、その方の身分証明書等の代わりになると、あとはマイナーポータルという様々な自分の情報について何処で使われたかというふうな確認ができるというふうな点で便利だと、この後、各自治体において、何かしらそのカードに情報を入れることが可能であると伺っています。そういった部分で便利が良くなると、いうふうなことでございます。

今回のそのマイナンバー、個人番号につきましては、現在送られてます、通知カードで番号がわかりますので、改めてこの手続、今申しました23の事務処理における手続をする際に、その今送られたその通知カードの番号があれば、事務処理は普通に出るところでございます。

それともう1点の、サイバー攻撃というか、情報システムに関する部分のセキュリティの問題ですけれども、この各情報については各自治体で管理することとなっております。例えば、住民情報、あるいは生活保護の情報とかは各自治体で管理することとなっておりますし、いわゆる所得税の情報については今度は国税庁の方で管理すると、ですからその情報については、各自治体というか、官署において、管理することとなりますので、その各自治体におけるセキュリティも強める必要があると、当然その国における情報についても、当然、管理する必要があるとございますけれども、イメージとしては、その、アクセスできる所が一つあって、そこから各自治体とか、各官署、官公庁にアクセスするというふうな状況になりますので、当然、その官署官署でこうセキュリティを強める必要もありますけれども、当然国でもセキュリティを強めると、対策は必要だということもありますけれども、それぞれ、管理していくというふうなことになるようでございます。私もちょっとそこいら辺、ちょっとあまり明るくありませんけれども、勉強したところによると、そういった形になるようでございます。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） （聞き取り不可能） これまで各家庭の家族の住民に番号付けたものの配付なったことありますね。その住基カードを作ると、その住基カードで身分証明もできますよということがあったのですけれども、何処さ行っても、身分証明の関係につ



いては、保険証または免許証ありますかってやって、住基票ありますかって聞かれたことは無いです。だからその辺、なんぼ作ったって、使う側の方で、ありますかって聞かねばよ、んだな、持ってたって何もならねなってしまうと思うんだな。だからマイナンバーも、そうならねようにしてもらわねばねえのよな。もしやるとすればだで。

それで今、確定申告の時期、今度なってくるんだのも、今までその住基カードだけがな、今のパソコンでやるときに使うカードは。何だっけ。確か住基カードだと思うけれども。

ただそれは何年だが、期限があったんだけど、今度、これをやると、これを申請すると、こっちだけでやるということになるんだしな。はい。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

はい、児玉委員。

○委員（児玉裕一） 今ちょっと所得税の関係出はてきたんだけど、これって例えば女性の方々がパートで働いて、例えば100何万で抑えていると、そしてその他にどっかさ、ちょっと務めに行つたと、そうすればこれがやっぱり全部やっぱり出てくる可能性があるんだよな。今、100何万までと言っているんだのも、それによってカード持っていけば一発で出てくることなんだしよな。それを今までは自主申告でやってらつたことなんだのも、それが出て来られればやっぱり税金は取る方は大した良いことなべのも、個人的にもそれから業者的にも、申告する義務があるべし、こっちではカード持たなくても、ナンバーは持たせられているから、必然的に出てくることだしでな。まあ、例えばカードを調べられればな。持たなくても。そういうことはあることだしでな。例えばこれからの税金の申告の場合に。そういうことの聞かれた時とか、対策とかっては次長考えたことはあるんしか。そこのあたりちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（佐藤清吉） はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 具体的には、どちらの対策というか、そこはちょっとあれなんですけれども、あくまでもそのマイナンバーというのは、税の公平性を求めるというふうなことが一つ大きな点でございます。

そのマイナンバーについては、当然、記載すると、今、給与所得者については28年分と、いわゆる来年の1月から、来年分、28年分からそのマイナンバーを使うこととなりますので、その所得の申告というと、29年の1月、2月以降の話しになると思

ますけれども、その部分については基本的には、その事業所に自分のマイナンバーを届けて働くというふうなことが必要になりますので、当然、その所得の把握ということについては、皆さん公平な所得の把握ができるものと、いうふうになると思います。ですから、正直に、これまでも多分、正直に申告されて来たと思われまますけれども、この後も適正な申告をいただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 私は議案第126号に対し、反対をいたします。

まず質疑の中で明らかになりましたが、このマイナンバーの利用にあたって、まず全国民に付く12桁のマイナンバーの通知カードが1月1日までには行き渡らないということがはっきりいたしました。また、手続き上、通知カードの番号の記載というものが、義務にはなっていないと。業務上に支障は無いということも明らかになりました。また、個人情報漏れやセキュリティ問題についての払拭はまだ出来ていないというふうなこともわかります。その一方で極めて大きな個人情報が含まれるこのマイナンバーカードの利用を行政手続きに広げていくというふうなことには賛成できるものではありませんので、今回のこの126号には反対するものです。以上です。

○委員長（佐藤清吉） ほかに討論ありませんか。

はい、総務部長。

○総務部長（佐藤芳彦） 義務にはなっておりますので。

○委員（佐藤文子） でも支障が無いということは確かですね。

じゃ、記載しなくても業務上の支障は無いというふうなことというふうに取り扱って頂きたいと思います。その辺は整理をして。

○委員長（佐藤清吉） ほかに討論はありませんか。

はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 私は賛成です。

国民番号性だとか、昔からずっと言われてきた国政上の課題だったと思うんですね。これだけコンピューターというか、情報化進んで来ると、やっている行政の人達の何だってこの役所ごとだとか、あの国民に対して仕事をしなきゃいけないのに、識別が出来なくて、十分なサービスが出来ない、分析ができない、ということがあって、ずっと行政は、した方が良くないということ何十年か思ってきたと思うんだしな。ただし、プライバシーの問題と、セキュリティの問題があって、この問題、今回、完全に払拭出来たと言われれば、佐藤委員から言われたように、懸念はあるんですけども、その問題をずっとね、厳密に、ゼロになるまで探求していかなきゃならなければ、やれないということの利害と実装を図った場合、ああもうそろそろ導入しても良いだろうと、こういう国の判断だと思います。

私は国の判断に協調して、大仙市でもこの制度を導入して行って良いのではないかと、いうふうに思っております。以上です。

○委員長（佐藤清吉） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無ければ、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は挙手により行います。

本件は原案のとおり可決することに、賛成の方は挙手願います。

（5人が挙手する）

○委員長（佐藤清吉） 挙手多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

### 【議案第127号】

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第127号、「字の区域の変更について」を議題いたします。

当局の説明を求めます。伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 議案第127号、字の区域の変更について、ご説明いたします。

議案書16ページから22ページまでとなっております。

字の区域の変更につきましては、神岡地域西部地区において行われております県営圃場整備事業の施行に伴いまして、同地区の字の区域を変更する必要があり、知事から依頼がありましたので地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。字の変更の詳細につきましては、17ページから22ページまでの内容となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたしたいと思います。

はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 2点、ちょっとお尋ねします。

これと同じようなことを過去においても相当、字の変更ということで、議会の議決を求められてますけれども、過去においてこの字界の変更について住民からの苦情だとか、何とかというのはあったものでしょうか。それから市で議決したあと、この地権者の方々に、大体何時ころ、これ、こうですよという通知が行き渡るのか。この2点について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（佐藤清吉） はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） ご質問の過去に字の変更をした後に苦情があったかというふうなご質問でございますけれども、記憶にある限り、一度も苦情はございませんでした。

2点目の議決したあとの通知でございますけれども、議決頂いたあと、告示を行いますので、それによってお知らせするというふうな形になります。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 再確認。個人には通知は行かないで、市役所のあそこの掲示板なんかに掲示しておしまいということですかね。

○委員長（佐藤清吉） 伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 告示したあと、個人の方にも通知は参ります。で登記を取るというふうな形になるところでございます。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

11時5分まで休憩いたしたいと思います。

---

休憩（午前10時55分～午前11時03分）

---

**【議案第131号】**

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に議案第131号、「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

所管する補正予算について、当局の説明を求めます。

生田目選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（生田目新永） それでは選挙管理委員会所管の補正予算につきまして、ご説明いたします。

資料No.2-1、事業説明資料の1ページをご覧ください。

始めに、2款4項1目10事業、選挙権年齢の引き下げに伴うシステム改修経費についてであります。補正前の予算額が、78万7千円、補正額は153万9千円、補正後の予算額は232万6千円となっております。

本事業の目的につきましては、平成27年6月17日の公職選挙法の一部を改正する法律が成立され、それに伴い選挙人名簿システム改修を行うものであります。

また、目標につきましては、来年の夏に行われる参議院議員選挙などから適用させるため、年度内の改修を行うものであります。

次に、事業の概要についてご説明いたします。

公職選挙法の改正に伴いまして、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられます。この改正法につきましては、公布の日から起算して1年を経過した日、平成28年6月19日の施行日後、初めて行われる国政選挙から適用になります。

そこで、今回の改正は、非常に大きな改正であります。来年の参議院議員選挙等の国政選挙までに、限られた期間の中でシステム改修が必要とされており、さらにその中で、十分なテストやリハーサルなどを重ね、万全に備えていくことから、年度内の改修をするものであります。このため、選挙権年齢の引き下げに伴うシステム改修は、国の選挙人名簿システム改修費補助金交付要綱に基づき、2分の1を国からの補助金で行うものであります。

なお、このシステム改修経費の財源としましては、14款3項1目、選挙人名簿システム改修費交付金76万9千円と一般財源77万円が充当されております。

次に事業説明資料の2ページをご覧ください。

2款4項70目10事業、秋田県仙北平野土地改良区総代補欠選挙の執行経費についてであります。補正額は13万7千円、補正後の予算額は13万7千円となっております。

本事業の目的につきましては、平成28年1月下旬の合併に伴う、土地改良法施行令第6条による総代補欠選挙を実施するものであります。

また、目標につきましては、総代補欠選挙を執行し、欠員が生じている選挙区の総代を確定するものであります。

次に、事業の概要についてご説明いたします。

秋田県仙北平野土地改良区に、9か所の土地改良区を吸収合併することで、平成28年1月末の合併認可に向けて協議が進められております。この合併により全16選挙区のうち第10選挙区と第16選挙区の補欠選挙を行うものであります。

第10選挙区におきましては、総代の定数が2名増える見込みで、また、第16選挙区におきましては、欠員数が定数の6分の1を超える事態となっております。

このことから、土地改良法施行令第6条により、県の認可後60日以内に総代の補欠選挙を行う必要があることから、執行経費について補正するものであります。

予算の内容としましては、第10投票区、第16投票区それぞれ選挙長1名、選挙立会人2名の報酬が5万7千円、当選証書の印刷や選挙関連事務消耗品代が2万3千円、入場券発送のための郵便料が5万7千円となっております。

なお、この選挙の執行経費の財源としましては、全額12款2項1目、仙北平野土地改良区総代選挙費負担金が充当されております。

次に資料No.2の補正予算書の11ページをご覧ください。

2款4項73目10事業、仙北南部土地改良区総代選挙執行経費についてであります。この総代選挙につきましては、平成27年9月22日の任期満了前に、秋田県仙北平野土地改良区への合併が決議されたため、総代選挙の必要がなくなり12万9千円を減額するものであります。

次に資料No.2-1の事業説明資料の3ページについてであります。この資料に誤りがありまして、今朝ほどお渡ししております、訂正後の資料をご覧くださいませようお願い申し上げます。

訂正箇所についてであります。2の事業概要で上から三段目の箇所でありまして、当初は、平成27年12月1日の合併認可に向けてと記載しておりましたが、正しくは、平成28年1月の合併に向けてであります。訂正して、お詫び申し上げます。

それでは、訂正後の資料に基づきまして、ご説明をいたします。

2款4項83目10事業、秋田県協和土地改良区総代選挙の執行経費について、ご説明申し上げます。補正額は11万8千円、補正後の予算額は11万8千円となっております。

本事業の目的につきましては、平成28年1月の合併に伴う、土地改良法施行令第6条による総代選挙を実施するものであります。

また、目標につきましては、総代選挙を執行し、新しい選挙区の総代を確定するものであります。

次に、事業の概要についてご説明いたします。

大仙市協和地域にある「大仙市協和小種土地改良区」と「大仙市協和土地改良区」の二つの土地改良区が合併し、「秋田県協和土地改良区」を設立することで、今年の9月にそれぞれの総代で決議されました。これを受けまして、平成28年1月の合併認可に向けて県との協議が進められております。

また合併により、新たな定款のもとに選挙区や総代定数が新たに設置され、土地改良法施行令第6条により県の認可後60日以内に総代選挙を行う必要があることから、執行経費について補正するものであります。

予算の内容としましては、選挙長1名、選挙立会人2名の報酬が2万8千円、当選証書の印刷や選挙関連事務消耗品代が4万5千円、入場券発送のための郵便料が4万4千円となっております。

なお、この選挙の執行経費の財源としましては、全額12款2項1目、秋田県協和土地改良区総代選挙費負担金が充当されております。

以上、選挙管理委員会所管の補正につきまして、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いしたいと思います。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） この18歳選挙権になることで、システム改修に伴うまず予算なんですけれども、国が半分のようにすけれども、残り半分一般財源というふうなもの77万円には、地方交付税算入とか、そういうふうなものは加味されているものなのかどうか、ちょっとその辺はどうなんでしょうか。

○委員長（佐藤清吉） はい、事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（生田目新永） 今の佐藤議員さんのご質問ですが、77万円の一般財源につきましては、そういう交付金に代用するものは無くて、一般財源でやるしかありません。

○委員（佐藤文子） そうですか、わかりました。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） システム改修と同時に、その18歳選挙権に向けて、高校あるいは新しく選挙権の年齢が引き下がった訳ですので、いわゆる学校、そうした中での選挙権を有するようになったという、いわゆる啓発、そこいら辺の活動の内容に進展状況があるのかどうか、ちょっと。

○委員長（佐藤清吉） はい、事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（生田目新永） ただ今の質問につきましては、今年7月に高校で選挙の出前講座を行いました。まずこれにつきましては、県と連携しまして、全て



選挙の仕組みとか、模擬投票、それから開票等につきまして生徒と一緒にですね、出前講座を行いました。今後につきましても、やはり県と連携しまして、高校に出前講座で、高校の方で要求があれば、出前講座に行って周知して行きたいと思っております。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

#### 【自由討議の件】

○委員長（佐藤清吉） 次に陳情の審査に入りますが、先日の議員全員協議会において話し合われたとおり、陳情の審査は議会基本条例第11条に定める「自由討議」にいたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議ございませんので、陳情の審査は自由討議とすることいたします。

職員の皆様は大変ご苦労さまでした。

退席をお願いしたいと思います。

暫時、休憩いたします。

（職員退席）

---

休憩（午前11時17分～午前11時18分）

---

【陳情第37号】

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、陳情第37号、「必要な医療・介護が受けられ、安心して暮らせる年金制度など「社会保障の充実を国に求める」意見書提出の陳情書」を議題といたします。

本件に関して、ご意見等をお願いいたしたいと思います。

はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） この種の陳情はこれまでもいっぱい出てきた訳ですけども、私も自分個人的に見ても、高齢分野を超えてきている訳しな。やはり今のいろんな政治情勢を見ても、なかなか、こういう一番直結する高齢者の分野の声というのは届いていないと私は理解しております。やっぱり、民意というのをもっと汲んでいくべきだなという、それからこういう高齢になるともう、あと新聞等でもいろんな、今日の新聞にもちょっと出てますけれども、高額医療の限度を高くしていくという、そうするとまた、年金生活者というのは大変になるというようなことを考えて行くと、とてもじゃないけど、今の何と言いますか、生活保護費との比較だとか、いろんなことを考えていくと、やはりこういうもの、社会保障という問題は、これまでも数限りなく討議されてきておりますので、それを見てもやはり、国の施策の中で社会保障の充実というものはしっかりさせて、生活を安心させるということが必要ではないかと思っておりますので、私はこの陳情書については採択したいと思っております。

○委員長（佐藤清吉） ほかにご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 他に無いようでございますので、これより採決いたします。

本件は、採択と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

ただ今、陳情第37号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。

事務局から意見書案を配付させます。

(意見書案配付)

○委員長(佐藤清吉) ただ今配付いたしました意見書案は陳情者から提出された案を事務局で作成したものです。

ただ今お配りいたしました意見書案について、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) ご異議がありませんので、この意見書案を議長に提出することに決定いたしました。

---

【陳情第39号】

○委員長(佐藤清吉) 次に、陳情第39号、「安全保障関連二法(国際平和支援法、平和安全法整備法)廃止の意見書提出を求める陳情について」を議題といたします。

本件に関して、ご意見等をお願いいたしたいと思います。

はい、石塚委員。

○委員(石塚柏) 関連二法について、いろいろ意見あるようですけれども、やっぱり国民の生命と財産を守るという意味において、私は必要なものだろうというふうに思っております。以上です。

○委員長(佐藤清吉) ほかにご意見ございませんか。

はい、佐藤委員。

○委員(佐藤文子) この安全保障関連二法というのは、国会の議論を通して明らかになったことは、日本の平和だとか、国民の安全というふうなことには全く無縁で、内容は同盟国である、アメリカが世界で行う戦争に際して、何時でも何処でもどんな戦争でも自衛隊が参戦して支援するというふうな内容であることがはっきりいたしました。そのことは、憲法に規定する戦争の放棄、これに違反しているというふうな自衛じゃなく他衛のために海外で戦争するというふうな国にするための法律であることがはっきりしているので、憲法違反だというふうなことがこの国会の論議を通じて、全国に広がりました。

大多数の憲法学者が憲法違反だと、いうふうなことを言ったり、また国会を包囲した若い方々等の何度も何度も数万人での規模での反対デモ集会なども繰り広げられるなど、この法案に対しては、大変な反対運動が起こった訳であります。しかし、安倍内閣は国民のそうした反対の声もまた憲法も無視して、強行した法律であります。立憲主義また

国民主権というふうなものに、確実に違反した暴挙でありまして、こういう中で通した法律はまた、憲法に違反しているものは、無効だというふうな規定もあります。そのことは、この陳情文書の中にも、書かれておりますけれども、そういう意味で、この法律が通ったあとも、全国各地での廃止を求める運動が鳴り止まないというのが現状です。そういう意味からも、日本はこの間、70年やっぱり憲法があつてこそ、海外で戦争をしない、戦争を起こさない、武器を持たない、作らない、持ち込まない、こういうふうな中で、戦争をしないという世界に明言してやってきました。今後30年経って、100年経っても、この100年間一切戦争を行わない国だというふうなことをやっぱり守り続けて行く、こういうふうなことを世界に向けて堂々と言えるような、やっぱり日本にしていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思いますので、まあはっきり言って、住民市民の中にも、自衛隊の方、たくさんおられます。そしてその方々のお母さん方は、本当に不安で不安でたまらない日々を送っています。こうしたこの市民の命、また日本の、世界の中での日本の立ち位置を、大きく変えてしまうようなこうした法律は、廃止というふうな意見書を提出してやることは当然ではないかと、私たち総務委員会のメンバーで大仙市議会の今のこの安全保障関連二法に対する態度が決まる訳ですので、是非、市民、そして国民の世界での平和憲法を守ってやってきた日本の誇りを是非ともこの委員会で守って頂けますように、この陳情を是非採択して頂きたいというふうに私は思います。

○委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 議員の任期が短いのでちょっと私の対応を誤りましたので、もう一度お話ししたいと思います。

先の大戦で300万人以上の尊い我々の国民の命を無くした訳ですね。それに対して深い反省があると思うんですよ。我々の直接参戦してませんけれども、深い反省があると思うんです。戦後何十回と国政選挙をやっている訳ですね。この戦争に対する立ち位置というものは各政党、かなり違います。違う中で、国民は何十回もの選挙の中で、一定程度の意思表示をしている訳ですよ。その割合が投票率に表れていると私は思っています。まずそれが1点。

私たちの国のいわゆる安全に対する国際環境は異常に変わってきたと、例えば北朝鮮がテポドンをどーんと発射しましたよね。岩手県上空を飛んで太平洋側に行ったということは、おそらくもしかしたら秋田県の上空を飛んでいったんじゃないかなと、私は一

瞬そう思いました。あれで日本国民の世論というのはかなり変わったんじゃないのかなと、思っています。そういった国際環境の変化、それからテロ、テロは十分、警察力で対応できるだろうという意見もありますが、だんだん今の状況を見ていると、本当に警察力だけで良いのだろうか、国と国の情報の防衛に関する情報一元的に管理する、あるいは警察も自衛隊と一緒にやってやらなきゃいけないというふうにかなり環境の変化はあると思います。これは10年前であったら、あるいは15年前であったとしたらば、私はかなり日本国民の反応は違っていたと思うんですけども、まず我々は国際環境が変化してきていると、まあ私の息子も含めてなんですけれども、大仙市からもヨーロッパにも行く、アメリカにも行く、インドネシアにも行く、あるいは逆にタイからも中国からもどんどん人が来る、こういうような状況の中にあって、我々は否応なしに自分の国の安全、財産こういったことを考えなきゃ行けない、いうふうになったのではないかと考えております。

日本の国は長い間、国際連合という国の安全に関する活動を国際連合の活動の中に期待してきていると思います。ドイツもそれから日本もその枠の中でかなり抑制的に現在も態度を決めていると私は今でも思っておりますし、政府においてもその考えであると。その中であって日本については、先ほど意見の段階で申し上げたのですけれども、国民の生命と財産を守るという意味合いにおいて、是非必要だということを考えておりますので、この陳情については反対いたします。以上です。

○委員長（佐藤清吉） ほかにご意見ございませんか。

はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） これまで非常に皆さん二方の意見も聞かせて貰ったのですが、非常にここいろんな議論されてきた中身、内容のものだと思いますが、私、ああいう国会論議なんか聞いておっても、やはり基本的なものは、何もきっちりと決めないというか、法治国家な訳ですのでやはり憲法をきっちりと、イエスかノーかこれが決着つくまでやっぱり私はその辺、こういう問題については、あまりしっかりとしたものを出てこないのではないかなというふうに思います。従って私は憲法論議を先行させるべき中身が非常に大きいと思いますので、その辺についての議論を、ポイントを当てますと、やはり私は継続審査ということになろうと思いますので、継続で行きたいというふうに思います。

○委員長（佐藤清吉） ほかにご意見はございませんか。

はい、千葉委員。

○委員（千葉 健） この部分に関しますと前に佐藤文子議員さんと私も本会議でやり取りした経緯がございますけれども、まあはっきり申し上げると、憲法9条という部分と、それから軍国主義復活というこの部分がポイントになっていると思います。それで憲法学者はこの9条に照らし合わせると、憲法違反であると、そういう展開の中で、これがややもするとはっきり言って軍国主義の復活に繋がるという、懸念の話しをされていると思うんですけれども、私の意見は、戦後70年、安倍政権も、この何百万人という犠牲者を出した戦争は再び繰り返さないと、繰り返さないとすることは当然、公の場でも申しております。ただ、この今まで日本がじゃこの憲法9条に頼って、それだけに頼って日本の平和が守られてきたかという、これは絶対に違う訳であります。安保条約という傘の中で、そしてアメリカが守ってくれるという傘の中で、日本はじゃ何という役目を果たすかという中で、結局、非核三原則、それから周辺事態法、それからPKO活動法案など、様々な政治の流れによって、加えるべきものは加えて、そして自らの国を何として守っていくかという議論を重ねながら、憲法の9条も守りながらもやってきたという、私は思っております。ですからただ、憲法違反だからどうのということでは無く、やっぱり自らの国を自らの手で守るとするのが自衛隊であります。自衛隊というのは自らの国を守るために、宣誓書を書いて、そしてとにかく何か非常事態があった時は、日本の国を守る為には命を張るとい、それは当然、そういうスタイルで入隊しているはずですよ。ですから私は何も自衛隊を戦争に引き込むとか、そういうことでは無く、やっぱり日本が何か危険な状態になったとき、私の国では憲法9条があるから動けませんよということで、それが果たして世界各国から日本は憲法9条に縛られている。あとは手足も出ませんよ、だから外国の人達が何とかしてくださいよ、とそういう議論はまかり通らないということは前にも申し上げたのですけれども、まして、今テロの危険性もあります。テロに対する部分もみんなやっぱりソ連、それからトルコとかいろんな国で連合してテロに対する部分もやっておるんですけれども、戦争の怖さもあるんだけれども、テロの怖さも今加わってきております。そうした時に、やっぱり国と国が力を合わせて、自らの国を守るという部分さ行くと、やっぱりこれは憲法を超えない範囲で、何とかして手を加えてやっていくと、憲法を変えようとすればいろんな手続き上、それから今、選挙権の年齢を下げ、憲法改正やっても、そこさ必ず時間が費やす、そして憲法論議も云々諤々すると今のこういう切迫した事態に、日本が議論の中で動けま

せんよということもできない。だから何としても今の憲法9条を変えないで、何として自国の国を守るかという議論の中で、こういうふうにして変化してきたことだから、私は今の中で、じゃ安倍政権は戦争に向かって突き進んでいるかということは決してございませんと私は思います。ですからこういういろんなことが出るたびに、私ははっきり申し上げて、今の政権の考えを進めるべきだと私は思っております。

○委員長（佐藤清吉） ほかに何かご意見ございませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） まず一つ、アメリカが日本を守ってくれる、安全保障条約、安保の傘の中でと、というような話がありますけれども、これまで自衛隊法変えたり、PKO法を変えたり、周辺事態法なども作ったりして、結局それはすべて、的は日米地理協定の元で、どんどんどんどんこのアメリカに対する支援というふうなものを広げてきたものが実態ではなかったのかというふうに思います。そして日本に対して、他国からいろんな攻撃とか具体的にあったのかどうか、こういうのを見れば、今の安保法制を通して、日本の命と国民を守るというふうなことに、自衛隊を出して集団的自衛権を発行できるものなのかどうかというふうなことを考えると非常に疑問に思います。そしていろいろ個別的自衛権の中で解決できることはいっぱいあるわけでありまして、集団的自衛権というのは、これは同盟国との戦争に協力していくという中身がはっきりしている訳ですので、海外に行って、日本が戦争と一緒に、やるというふうなことは間違いない訳です。そういうふうな意味で、決して日本を守るというふうなことではものではなくて、アメリカの戦争に荷担していくというふうなことだと、いうふうなことから明らかに憲法違反なんだと、いうふうなことを私たちは言っている訳です。だから憲法9条を守るというふうなことと、それから今回の平和安全法制整備法と、安全保障法制、この関連2法は、決して、相反する中身だというふうに私は思っています。そういうふうな意味で、いろいろテポドンの問題だとか、何とかいろいろ脅威をあおっていますけれども、具体的にそういうふうな危険が、具体的に出ているのかということになれば、殆ど、有りもしない、そういうふうなことで言われております。そういうふうなことで、後はそのテロの問題言いましたけれど、テロがなぜこんなに深刻になっているのか、して日本が集団的自衛権の行使容認を決めた以降、非常に日本に対する信頼が、無くなってきております。医療の派遣だとか、いろいろそうした支援で、NPOだとかが、出かけたりしている、そういう人達が非常に危険に遭うようになってきていると、いわゆる集団的自衛

権を決めた日本は、敵国と、あれは戦争する国だというふうに見られる、そういうふうにも変わってきているというのも実態です。そういうふうな意味で、テロというふうなものを防ぐ為には、これはやっぱり、テロの温床を断ち切ることが大事だと思います。ああいうテロを行う人達に武器を売ったり、そして貧困だとかを広げるような、そういうふうなことをさせては行けない、させないようにしていく、そういうふうな中からテロというふうなものの、徐々に無くして行くということをしなければ行けないと思います。領土問題だとか、何かは十分に話し合う、国と国との話し合いが必要ですし、決して武器を持って、戦争を外国に一緒に行って、日本の安全と国民の命を守るというふうなことには絶対にならないというふうに思います。むしろテロの危険を広げるばかりではないかなというふうに私は思っています。

○委員長（佐藤清吉） はい、小山委員。

○委員（小山緑郎） 自由討論ですので、多分ね、この安全保障法案については、意見は皆、平行線を辿ると思います。個人的に皆、意見は違うはずですし、誰も戦争をするなんて考えは70年経って思っていないですけども、やっぱり私は最近、今、攻撃は無かったということで、最近の中国、韓国、領土問題また日本に対しての石油輸送船の海賊の船出とかね、そういったことになった時に、やっぱり国を守るという、最終的な防衛体制というか、やられっぱなしではないですけども、テロも含めて、テロに対して私は法律は通用しないと思うんだしよね。無差別だしものね。そうしたこと、これから東京オリンピックを迎える中でね、やっぱりある程度の自衛は必要ではないかと、先ほど柏さん言ったとおり、昔はそういうことが無かったのも、最近はね。それはどこが原因かと言えば文子さんも言うけれどもいろいろ社会情勢、世界経済が変わっているんしのも、最低、まず国民の命と財産を守るという形はある程度やむを得ない措置なのかなって、誰も攻撃だどって、戦争するどって盛り上げて向かっていくことは無いとは思いますがけれども、ただ、最終的にはそういう、非常事態になった時にやっぱりある程度の防御というかね、やるために私個人としては、やっぱりやむを得ないのかなと思っております。以上です。

○委員長（佐藤清吉） 今言っていることは不採択ということでよろしいですか。

○委員（小山緑郎） はい、そうですね。

○委員長（佐藤清吉） ほかにご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○委員長（佐藤清吉） ただ今この陳情第39号につきましては、採択、不採択、それから継続審査と3つ出ております。

そういうことから、最初に、冒頭ですね、この継続審査について皆様にお諮りいたしたいと思います。

本件については、継続審査を求める意見がありますので、まず継続審査についてお諮りしますが、継続審査をすることに賛成の方は挙手願います。

（1人が挙手）

○委員長（佐藤清吉） 挙手、少数であります。

よって本件は閉会中の継続審査とすることは否決されました。

これより挙手により採決いたします。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手が1名）

○委員長（佐藤清吉） 挙手、少数であります。

よって本件は不採択するべきものと決しました。

---

#### 【陳情第41号】

○委員長（佐藤清吉） 次に、陳情第41号、「安全保障関連二法（国際平和支援法・平和安全法整備法）の廃止を求める陳情」を議題といたします。

陳情第41号は、既に議決された陳情第39号と同一趣旨のものでありますので、一事不再議の原則により議決不要といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本陳情は、議決不要といたします。

よって本陳情は、不採択されたものとみなします。

---

#### 【閉会中の継続審査・調査の申し出】

○委員長（佐藤清吉） 次に、「閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件について」、を議題といたします。

お諮りいたします。

所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をいたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

#### 【審査結果の報告】

○委員長(佐藤清吉) 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) ご異議なしと認め、そのように決しました。

---

#### 【閉 会】

○委員長(佐藤清吉) これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。  
長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。

---

午前11時48分 閉会

---

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 佐 藤 清 吉